



基安安発 0422 第 4 号
平成 22 年 4 月 22 日

社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

、〇 A 機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止について

労働災害防止対策の推進につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、爆発災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところでありますが、別添 1 のとおり、〇 A 機器、家電製品等のリサイクル施設等において粉じん爆発災害が発生しているところです。

〇 A 機器、家電製品等のリサイクル施設等においては、コピー機、印刷機等から回収されたトナー及びプラスチック部品の破砕により生じる微細なプラスチック粉じんが爆発火災の原因となり得るものですが、当該施設において事業者の粉じん爆発に対する危険性の認識が十分でないこと等から、爆発火災災害の防止対策が不十分な場合が少なくなく、同種災害の発生が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、今般、貴連合会において「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」が改訂され、〇 A 機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止対策が追加されたことから、同資料を参考に必要な対策が講じられるよう、都道府県労働局、環境省及び関係業界団体に対し、別添 2 から別添 4 のとおりそれぞれ通知したところです。

つきましては、貴連合会におかれましても、会員事業場への周知、対策の徹底等につきまして一層の取組をお願いします。

別添 1

○A機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発火災災害事例

発生年月	発生場所	災害の概要
平成20年8月	神奈川県 横浜市	廃トナーカートリッジを回収する設備において、カートリッジを破碎し振動ふるいにかけて、その後、磁力選別機により金属とプラスチックに分けて回収する作業中に爆発が発生し、作業員2名が負傷した。
平成20年1月	神奈川県 秦野市	廃棄物リサイクル施設において、廃○A機器を破碎中に破碎機付近で爆発が発生し、工場建屋の屋根や壁が吹き飛び、工場内で作業を行っていた3名が負傷した。
平成19年3月	埼玉県 白岡町	廃プラスチック、木、紙くずを原料としてRPF（古紙、廃プラスチック等を原料とした固形燃料）を製造する工場において、廃プラスチック等を破碎する破碎機に金属製の廃棄物が混入し、破碎機内で衝撃火花又は摩擦によって破碎粉じんに着火して爆発が発生し、2名が負傷した。
平成17年2月	埼玉県 久喜市	廃トナーカートリッジを粉碎機に投入作業中、集じん機内で静電気の放電により粉じん爆発が発生した。集じん機の破壊とともに、火炎が集じんダクトを伝わり破碎機内でも爆発が発生した。人的被害はなかった。